官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁二～六）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一二八）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五六一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五六二～五七五）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八二～八六）　七
○都市計画に関する件（中国地方整備局三八）　七

〔国会事項〕
内閣　三

〔人事異動〕
内閣　三

〔叙位・叙勲〕
内閣　三

〔官庁報告〕
官庁事項　三

〔公　告〕
北海道開発局公示（北海道開発局）　三
諸事項　三

官庁
三養基土地改良区役員の退任関係　三

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三

会社その他
三

その他告示

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社横浜銀行
二　住所　横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（広野町復興推進計画（認定番号福島第百四十九号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○外務省告示第百二十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年四月九日　外務大臣　岩屋　毅

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
令和七年五月二日から令和八年五月一日まで	名古屋市東区	泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで） 東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（一番から十七番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
令和七年五月十二日から令和八年五月十一日まで	札幌市中央区	南九条西二十三丁目（四番） 南十条西二十三丁目 南十一条西二十一丁目（二番及び三番） 南十一条西二十二丁目 南十一条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目 南十二条西二十二丁目 南十二条西二十三丁目 南十三条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十四条西十八丁目（四番から六番まで） 南十四条西十九丁目 南十五条西十九丁目 伏見一丁目 伏見二丁目（一番から五番まで） 旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番） 旭ヶ丘二丁目 旭ヶ丘三丁目 旭ヶ丘四丁目 旭ヶ丘五丁目 旭ヶ丘六丁目（一番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
令和七年五月十二日から令和八年五月十一日まで	大阪市西区	江戸堀二丁目（四番から八番まで） 江戸堀三丁目 京町堀二丁目（五番から十四番まで） 京町堀三丁目 靭本町二丁目 靭本町三丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 江之子島一丁目 江之子島二丁目 阿波座二丁目（二番から四番まで） 立売堀二丁目（二番、三番及び五番） 立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで） 立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで） 立売堀五丁目（一番から六番まで） 立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
令和七年五月十二日から令和八年五月十一日まで	福岡市中央区	地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで）
	福岡市早良区	百道浜一丁目（一番） 西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域）及び同河川区域に架かる橋梁の部分（ただし、新今川橋橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期　間	令和七年五月十二日から令和八年五月十一日まで	
地　域	長崎市	本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）
	間域五号）側端の一並びに含まれこれら二条第一項第一号の道路の部分号に規定する道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百十五号）第二の区間及び規定する交差点をいう。）の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百十五号）第二条第一項第一号の道路の部分号に規定する

○農林水産省告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区鳥羽字森垣内七七五の一、七七五の四、七七五の八から七七五の一〇まで、七七五の一三、七七五の一四、七七五の一六、七七五の一八、七七五の二四、七七五の二六、七七五の二七、七七五の二九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区鳥羽字森垣内七七五の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県須坂市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、須坂市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

須坂市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
箕輪町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県瀬戸市八床町四の一、四の三二、上半田川町一二八一の四・一二八一の五・一二八六の一一（以上三筆国有林）、四四七の一、一〇八一の三六、一一一二の二、一一七、一一二〇、一一二六の二、一一三二の三、一一三六、一一三七の二、一一四二の一、一一四三の一、一一六一の一、一一八三の四、一二二三、一二二六の二、一二三一の三、一二三七、一二五五、一二五六、一二六二、一二六五、一二六六、一二七四、一二七七の二、一二七七の六、一二七七の七、一二七七の一三、一二七七の一六、一二七七の二五、一二七七の二六、一二八一の二、一二八六の八、一二九三の一、一二九四の一、一二九八の一、一三〇五、一三〇五の二、一三〇五の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県小牧市大字林字新池一六七七、一六七八の一、一六七八の六から一六七八の一一まで、一六七九、一六八〇の一から一六八〇の三まで、一六八〇の五、字鳥坂一五四三の一、一五四三の四、一五四三の六から一五四三の八まで、一五四七の一、字丸山一八二六の五、一八二六の七、一八二六の八、字元地一五五四の一、一五五四の二、一五五五、一五五六の一から一五五六の四まで、一五八六の二から一五八六の四まで、一五八七、一五八八の一から一五八八の三まで、一六三一の二から一六三一の六まで、一六三一の八から一六三一の一一まで、一六五三、一六五四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町姫路字下モ山七一二、落岩字三山口七一七の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大門字大光寺口一三一、一三四の一、一三四の二、字大光寺一四三、八二一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月九日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月十四日から同月十八日及び同月二十日の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月九日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月十六日から同月二十日（予備、同月十四日及び同月十五日）までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二六度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月九日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月九日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十日の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月九日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十日の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中国地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年四月九日

中国地方整備局長　林　正道

一　都市計画事業の種類及び名称　広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇一号広島南道路及び広島圏都市計画道路事業三・三・〇〇二号庚午地御前線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　広島県広島市南区東雲二丁目一三番二八号（国土交通省中国地方整備局広島国道事務所）

四　事業地の所在収用の部分　広島県廿日市市串戸一丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、宮内及び地御前北一丁目地内

使用の部分　広島県廿日市市木材港南、下平良二丁目、串戸一丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、宮内及び地御前北一丁目地内

国会事項

衆議院

質問書提出

四月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

四月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問主意書

中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問主意書

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書

議事日程

四月八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

令和七年四月八日（火曜日）

午後一時開議

第一　港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出）

第三　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第四　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

一　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月七日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

法務委員会に付託

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

財政金融委員会に付託

質問主意書転送

四月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書（柴田巧提出）（第七六号）

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書（神谷宗幣提出）（第七七号）

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七八号）

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七九号）

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八〇号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月五日）

（警察庁警備局付）警視長　則包　卓嗣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（四月七日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

坂本　純一

従五位に叙する

新　正人　野本　大八　上運天次郎　坂水　康　佐野　文治

清尾　厚　名定　健三　三浦敬二郎

正六位に叙する（各通）

糸山　昇　小野　清司　庄司　秀明

冨岡　實　中野　昭範　本江　宏

松田　行正　村田　浩　山田　龍夫

従六位に叙する（各通）

川久保廣之　佐々木健司

正七位に叙する（各通）

井島　廣　江藤　秀夫

従七位に叙する（各通）（以上三月三日）

轡田　昇山

従五位に叙する

金城　恒陽　草刈日出晴

小林　正志　坂本　守　倉信　彰義

鷲見　度保　図師　末芳　新屋　孝一

藤原　孝彦　森谷　武　長瀬　叶彦

正六位に叙する（各通）

安藤　政昭　伊藤　達男　吉田　啓康

菊池　文彰　草刈　伸也　伊藤　文夫

雪江　美治　佐藤　五郎

従六位に叙する（各通）

田中　清睦　滑川　晴彦　山本　栄

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上三月四日）

（静岡大学名誉教授）

清水　孝

（徳島大学名誉教授）

吉森　章夫

正四位に叙する（各通）

（国立天文台名誉教授）

平山　淳

従四位に叙する

梅垣　努　及川　勝義

原田　志朗　渡**邉**　忠義

正六位に叙する（各通）

伊東　義勝　小堀正陽児　芝崎　嘉之

高林　利春　谷ノ内　隆　出口　道博

堀江　亘　武藤　幸夫　森　哲也

山口　正人

従六位に叙する（各通）

大西　茂　道塚　常義

正七位に叙する（各通）

岡部　善一　新二日市教文

従七位に叙する（各通）（以上三月五日）

○叙勲

井島　廣　小野　清司　川久保廣之

清尾　厚　本江　宏　松田　行正

瑞宝双光章を授ける（各通）

須藤　秀世　中野　昭範

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三日）

轡田　昇山

瑞宝小綬章を授ける

池田八十二　伊藤　文夫　倉信　彰義

坂本　守　佐藤　五郎　図師　末芳

田中　清睦　森谷　武　吉田　啓康

瑞宝双光章を授ける（各通）

伊藤　達男　草刈　伸也

山崎　和一　山本　栄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月四日）

（国立天文台名誉教授）

平山　淳

瑞宝小綬章を授ける

岡部　善一　出口　道博　渡**邉**　忠義

瑞宝双光章を授ける（各通）

新二日市教文　中本　和夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月五日）

岩下　長幸

瑞宝双光章を授ける（三月九日）

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年４月９日

北海道開発局長　坂場　武彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	36号	登別市登別東町１丁目25番２から同市登別本町１丁目１番１までの上下線

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

高知県高知市城見町四番一三号

（甲）医療法人高田会

理事長　髙田　早苗

高知県高知市愛宕町三丁目九番二〇号

（乙）医療法人悠仁会

理事長　高橋伊都子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｓｐａｃｅ　Ｃｕｂｉｃｓとし、効力発生日は令和七年六月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

札幌市中央区南三条東二丁目一番地

合同会社Ｓｐａｃｅ　Ｃｕｂｉｃｓ

代表社員　荘司　靖

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

茨城県水戸市栄町一丁目一〇―二五ほしいもＢ．Ｌ．Ｄ二〇一

合同会社ワンステップ

代表社員　森下　弘明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

合同会社ＰＥＮＧＩＮ

代表社員　粟飯原　匠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都港区海岸一―二―三汐留芝離宮ビルディング二一階

７Ｗｅｓｔ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ合同会社

代表社員　アレグザンダー・バーバチコフ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

神奈川県相模原市南区相模大野八丁目二―四クレヴィア相模大野五〇三

合同会社ＳＰＥＣＴＲＥ

代表社員　宇佐美充弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＫＩＫＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

愛知県大府市共西町七丁目二七七番地の一

合同会社ＡＫＩＫＯ

代表社員　チョン・ドック・チョン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目五番一七号

合同会社奈良三条ＬＳＨ開発

代表社員　株式会社ｄｈｐ都市開発

職務執行者　榎本　泰之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月九日

東京都港区六本木七丁目七番七号

株式会社ケイファーマ

代表取締役　福島　弘明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月九日

兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真英住建

代表取締役　穐原　大崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月九日

愛媛県大洲市森山甲九二五番地五

有限会社小山建設

代表取締役　小山　忠光

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十億円減少し、六十億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

ラオックスホールディングス株式会社

代表取締役　矢野　輝治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百七十五万円、資本準備金の額を三千二百七十五万円減少し、それぞれ〇円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年二月十七日付、官報（号外第三十一号）七十頁に、掲載しております。

令和七年四月九日

札幌市白石区本郷通十丁目南一番一号

山城屋商事株式会社

代表取締役　吉野　勝則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百五十三万二千九百五十円、資本準備金の額を五億二千六百五十三万二千九百五十円減少し、それぞれ三千万円、二十一億一千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年二月十七日付、官報（号外第三十一号）七十頁に、掲載しております。

令和七年四月九日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社Ｐｈｏｔｏｓｙｎｔｈ

代表取締役社長　河瀬　航大

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月九日

東京都千代田区内神田一丁目八番一一号東京保井ビル八Ｆ

株式会社減災ソリューションズ

代表取締役　大新　拓憲

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

横浜市都筑区大熊町二七番地一

東北製材株式会社

代表取締役社長　大石　哲司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

新潟市江南区亀田工業団地二丁目二番三号

新潟県観光物産株式会社

代表取締役　馬場　吉彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

山梨県甲府市上町二二四四番地

向山塗料株式会社

代表取締役　向山　明好

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

愛知県西尾市上羽角町風越六番地

タカラ化成工業株式会社

代表取締役　木村　友一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

大阪市平野区加美正覚寺四丁目三番二一号

株式会社東大阪自動車教習所

代表取締役　藤本　道昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

愛媛県松山市東長戸四丁目五番三八号

港産業株式会社

代表取締役　中矢　眞悟

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0104/index.html

令和七年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジアライフ3特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0106/index.html

令和七年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジアリビング1特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0080/index.html

令和七年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙谷山森タワー四〇階

アジア5特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

昭和産業企業年金基金

清算人　小林絵美子

訂正公告

令和七年二月十四日（号外第三十号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、（うち当期純損失）の金額「(3,790,682)」とあるは「(76,837)」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｄｒ．ＪＯＹ株式会社

代表取締役社長　石松　宏章

取消公告

令和七年三月十七日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠